

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣 林 芳正
保安林の所在場所 栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸字光福一六〇の一、一六一〇の一、一六一〇の二

○農林水産省告示第二千七百六号
出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十五年十月二十三日

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	DEKSIARA	ジャパンアグロバイオ株式会社 静岡県浜松市中区板屋町110番地の5	第26432号 平成25年8月23日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARASHI	Fides B. V. Coldenhovelean 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	第26568号 平成25年8月23日
Fragaria L.	みづき姫 TM	社会福祉法人済信会 千葉県千葉市花見川区畑町591-17	第26490号 平成25年8月16日
Rosa L.	INTERJAMAR-O	Interplant Roses B.V. Broekweg 5, 3956 NE Leersum, The Netherlands	第25481号 平成25年8月29日

○経済産業省告示第二百十五号
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二百三十二条において準用する同規則第二百三十二条において準用する同規則第七十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十五年十月二十三日

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字光福一六〇の一・一六一〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 林 芳正

名 称	主たる事務所の所在地	登録年月日
企業組合大分電気サービス	大分県大分市上野丘一丁目六番十一号	平成二十五年十月二十一日

○経済産業省告示第二百十六号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。
平成二十五年十月二十三日

番号	名 称	住 所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5193	株式会社タケダス ポーツ	岩手県盛岡市永井十五地割七十七番地	平成二十五年九月三十日から平成二十六年九月二十九日まで
5192	株式会社ミヤスス	千葉県銚子市三崎町三丁目二十五番地	平成二十五年九月十九日から平成二十六年九月十八日まで
5191	株式会社太陽光機	長崎県大村市富の原二丁目七百六十番地	平成二十五年九月六日から平成二十六年九月五日まで
5190	株式会社ZKR	沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志山之堂原二千八百八番九十九	平成二十五年八月十六日から平成二十六年八月十五日まで

○特許庁告示第十号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第二十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社先進知財総合研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十五年十月二十三日

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第六、十五、二十三、二十五、三十六号	株式会社先進知財総合研究所 (本社) 東京都港区芝四丁目4番10号 (関西支社) 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町3番1番1 (目黒支所) 東京都品川区上大崎三丁目3番1号	株式会社先進知財総合研究所 (本社) 東京都港区芝四丁目4番10号 (関西支社) 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町3番1番1 (目黒支所) 東京都品川区上大崎三丁目3番1号

○国土交通省告示第三十六号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年十月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月二十三日

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日
山陽自動車道 神戸市北区八多町中字坂本山六二番三から同市北区八 平成二十五年十月二十四日
吹田山口線 多町中字ふけ六九番まで 六時

経済産業大臣 茂木 敏充

特許庁長官 羽藤 秀雄

国土交通大臣 太田 昭宏